公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実について

近畿ブロック知事会

令和８年８月

公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実について

「公共施設等適正管理推進事業債」は、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、2017 年度に創設され、2022 年度には 2026 年度までを対象期間とし、地方債の発行を可能とする特例措置が認められた。

これまで当事業債を積極的に活用し、学校等の公共用施設や道路施設、河川、ダム、砂防施設等の長寿命化、老朽化対策を実施しており、公共施設等の適正管理に努めてきたところである。

しかしながら、2027 年度以降においても、今まで以上に長期的・計画的な長寿命化対策等に取り組む必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

公共施設等適正管理推進事業債の対象期間を延長するとともに、延長期間について現行制度よりも長期的なものとすること。また、複数団体が連携した施設の集約化・複合化の取組や、長寿命化対策の取組について、公用施設を対象に加えるとともに、交付税措置率の拡大を図ること。

令和８年８月

近畿ブロック知事会

福井県知事　石田嵩人
三重県知事　一見勝之
滋賀県知事　三日月大造
京都府知事　西脇隆俊
大阪府知事　吉村洋文
兵庫県知事　齋藤元彦
奈良県知事　山下真
和歌山県知事　宮﨑泉
鳥取県知事　平井伸治
徳島県知事　後藤田正純